

## 》 認定留学の資格・条件

認定留学については申請時に、次の1. から5. の条件を満たしている必要があります。

また、認定留学は留学開始時に本学に2学期以上在学（編入学生は1学期以上在学）している必要があります（ドイツ語、英語、フランス語学科は3学期以上）。

※大学院生の場合は資格・条件が異なるため、大学院事務室にお問い合わせください。

### 1. 修得単位数

申請時に次に掲げる各学科所定の単位を修得している必要があります。

2023年度以前入学者

学部	外国語				国際教養	経済			法		
	ドイツ語	英語	フランス語	交流文化	言語文化	経済	経営	国際環境経済	法律	国際関係法	総合政策
1学期	/										
2学期	/										
3学期	32単位以上	32単位以上	32単位以上（「フランス語Ⅰ・Ⅱ」12単位を含む）	32単位以上	32単位以上（外国語科目12単位を含む）	32単位以上（英語科目6単位を含む）			32単位以上		
4学期	48単位以上	48単位以上	48単位以上（「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」18単位を含む）	48単位以上	48単位以上（外国語科目18単位を含む）	48単位以上（英語科目8単位を含む）			48単位以上		
5学期	64単位以上	64単位以上	64単位以上（「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」24単位を含む）	64単位以上	64単位以上（外国語科目24単位、演習2単位を含む）	64単位以上（英語科目10単位を含む）			64単位以上		
6学期	80単位以上	80単位以上	80単位以上（「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」24単位、「総合フランス語」2単位、「演習」2単位を含む）	80単位以上	80単位以上（外国語科目24単位、演習4単位を含む）	80単位以上（英語科目10単位を含む）			80単位以上		
7学期	96単位以上	96単位以上	96単位以上（「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」24単位、「総合フランス語」4単位、「演習」4単位を含む）	96単位以上	96単位以上（外国語科目24単位、演習4単位を含む）	96単位以上（必修科目を全て修得していること）			96単位以上		
8学期	112単位以上	112単位以上	112単位以上（「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」24単位、「総合フランス語」4単位、「演習」6単位を含む）	112単位以上	112単位以上（外国語科目24単位、演習4単位を含む）	112単位以上（必修科目を全て修得していること）			112単位以上		

学部	外国語				国際教養	経済			法		
	ドイツ語	英語	フランス語	交流文化		言語文化	経済	経営	国際環境経済	法律	国際関係法
1学期											
2学期											
3学期	32単位以上	32単位以上	32単位以上(「フランス語Ⅰ・Ⅱ」10単位、基礎演習部門より4単位を含む)	32単位以上	32単位以上(外国語科目12単位を含む)	32単位以上(英語科目6単位を含む)			32単位以上		
4学期	48単位以上	48単位以上	48単位以上(「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」15単位、基礎演習部門より6単位を含む)	48単位以上	48単位以上(外国語科目18単位を含む)	48単位以上(英語科目8単位を含む)			48単位以上		
5学期	64単位以上	64単位以上	64単位以上(「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」20単位、基礎演習部門より8単位を含む)	64単位以上	64単位以上(外国語科目24単位、演習2単位を含む)	64単位以上(英語科目10単位を含む)			64単位以上		
6学期	80単位以上	80単位以上	80単位以上(「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」20単位、「総合フランス語Ⅰ」2単位、基礎演習部門より8単位、「専門演習」2単位を含む)	80単位以上	80単位以上(外国語科目24単位、演習4単位を含む)	80単位以上(英語科目10単位を含む)			80単位以上		
7学期	96単位以上	96単位以上	96単位以上(「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」20単位、「総合フランス語Ⅰ・Ⅱ」4単位、基礎演習部門より8単位、「専門演習」4単位を含む)	96単位以上	96単位以上(外国語科目24単位、演習4単位を含む)	96単位以上(必修科目を全て修得していること)			96単位以上		
8学期	112単位以上	112単位以上	112単位以上(「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」20単位、「総合フランス語Ⅰ・Ⅱ」4単位、基礎演習部門より8単位、「専門演習」6単位を含む)	112単位以上	112単位以上(外国語科目24単位、演習4単位を含む)	112単位以上(必修科目を全て修得していること)			112単位以上		

## 2. 評定平均値 (GPA)

申請までの獨協大学における修得科目の評定平均値 (GPA) が**2.30以上**であること (小数点以下第3位を四捨五入\*)。

GPAの計算は次の方法で行います。自分の正確なGPAを把握するため、学期末に通知される成績通知表は必ず全部保管しておきましょう (成績証明書にはFと×の科目は記載されないので、注意してください。×は2023年度まで使用されていたものです)。

教職・司書・司書教諭課程科目ならびに各学科の学則別表のうち、卒業に必要な単位に算入できないと定められている科目は計算から除きます。 ※2018年度以前入学者は小数点以下第2位を四捨五入。

$$GPA = \frac{(AAの単位数 \times 4 + Aの単位数 \times 3 + Bの単位数 \times 2 + Cの単位数 \times 1)}{\text{総登録単位数 (累計)}}$$

…「総登録単位数」は、Fと×の科目を含むが、Pの科目は除く。

※留学を希望する大学への出願に必要なGPA要件は、各留学先HP等で確認してください。

## 3. 語学力

下表は、認定留学の申請時に必要な語学力の条件です。申請日より遡って2年以内に取得した語学力の証明書コピー\*を提出してください。

下表の学内条件を満たしていても、留学先が個々に定める条件を満たしていないと入学許可が下りないので、詳細は各大学(機関)に問い合わせてください。

※留学先での教授言語が認定留学申請者の母語である場合は、語学力の証明書提出の代わりに、その母語を主な教授言語とした中等教育機関(高等学校等)の卒業証明書(または卒業証書の写し)等を提出することで、下表の学内語学力条件を充足しているとみなすことができます。該当する方は事前に国際交流センターまでお問合せください。

教授言語	語学力の条件
ドイツ語	留学先が指定する語学力を有していること (Goethe-/ÖSD-Zertifikat A2以上、TestDaF level 3以上またはドイツ語検定2級以上)
英語	TOEFL iBT® 61以上、TOEFL ITP® 500以上 (本学実施の団体受験のみ)、IELTS 5.5以上または実用英語技能検定準1級以上 注：国際教養学部生が申請時にIELTSスコアを提出する際は、5.0以上を目安とする。
フランス語	実用フランス語技能検定準2級以上、DELTA A2以上またはTCF (TCF SOを含む) 300点以上
スペイン語	DELE A2以上またはスペイン語技能検定4級以上
中国語	中国語検定3級以上またはHSK 3級以上
韓国語	「ハングル」能力検定4級以上または韓国語能力試験 (TOPIK) 2級以上

## 4. 留学先の条件

### ① 言語圏および教授言語

所属する学部学科の授業科目と関連のあるコース、学科への留学であり、所属学部学科が定める以下の条件を満たしていることが必要となります。

学部	外国語				国際教養	経済			法		
	ドイツ語	英語	フランス語	交流文化		言語文化	経済	経営	国際環境経済	法律	国際関係法
言語圏	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし			制限なし		
教授言語	ドイツ語または英語 ※上記3の表を参照	英語	フランス語 または英語 ※上記3の表を参照	制限なし	英語 スペイン語 中国語 韓国語 等	制限なし			制限なし		
留学期間	1学期間または2学期間										

### ② 認定留学における教育機関

学位(学士、修士、博士号等)の授与権を有する大学が、それと同等の高等教育機関であること。大学の場合は、原則として専門課程への入学許可を得ていること。また、教授言語をドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語とする場合のみ、下表の条件を満たしている機関でも認められます。

なお、P.70の「これまでの認定留学先大学一覧」に記載のない大学(機関)への認定留学を希望する場合は、留学先大学(機関)への**出願手続き開始前**に同大学(機関)の資料(パンフレット、コースカタログ、大学や開設科目、自身の履修計画に関する詳しい資料等)を国際交流センターに提出し、認定留学先として認められるかを必ず相談しましょう(認定留学が認められない場合もあります)。

教授言語	大学(またはそれと同等の高等教育機関)以外の場合の条件
ドイツ語	大学の留学生用語学コースまたは大学付属の語学学校
フランス語	大学付属の語学学校(単に大学と提携しているだけの場合は不可)
スペイン語	大学付属の外国人コース(この場合認定できる単位は、原則としてスペイン語およびコースの中に含まれている文化論、歴史などに限られる)。ただし、事前にコースの内容を検討した上で、判断する。 (例) スペインの場合：サラマンカ大学付属語学学校および国立大学の付属語学学校 メキシコの場合：メキシコ国立自治大学外国人コース (UNAM CEP)
中国語	外国人向け高等教育施設(機関)
韓国語	大学付属の語学学校(単に大学と提携しているだけの場合は不可)

## 5. 認定留学の期間

認定留学は原則として1学期間または2学期間です。留学期間は本学の学期に合わせて取り扱われます。したがって、留学開始日と留学終了日を以下の要領で設定し、この期間を目安に留学を完結させてください。

- ・1学期間の留学：春学期または秋学期の1学期間（留学先での学修期間は3ヶ月以上）
  - ・2学期間の留学：春学期～秋学期、または秋学期～翌年春学期の2学期間（留学先での学修期間は6ヶ月以上）
- ※留学先大学・機関の学事日程と本学の学事日程にずれがある場合、希望する学期からの認定留学の申請ができない場合もあるので注意してください。（例：留学先の学期開始が1月あるいは6・7月などの場合は、本学の秋あるいは春学期日程と重なるため、認定留学の申請はできません。）
- ※所定の手続きを経て、最長4学期間まで延長することができます（詳細はP.72参照）。
- ※留学先大学の学期終了後（期末試験終了後）は速やかに（遅くとも1ヶ月以内に）帰国してください。

## 認定留学申請までの流れ

### ■資料請求

留学先大学を決めるには、自分の留学目的に合う大学をHP等で調べ、候補を絞りましょう。また、HPで資料や願書請求用のフォームがあれば、これを利用しましょう。近年は、HP上のオンライン申請が一般的です。

### ■志望大学への出願

出願の際は、HPや送られてきた資料などをよく読んで、書類の不備や不足がないようにしましょう。出願資格、出願締切日もよく確かめてください。オンライン出願が一般的ですが、出願書類の原本提出が必要な場合は、提出物のコピーを取っておくほか、郵便局のEMS（国際スピード郵便）などの配達記録が残るものを利用しましょう。

留学先大学から受入れ許可の通知が届いたら、その大学の指示に従い入学手続きをします。留学ビザが必要な場合は、該当国の大使館のHPで申請方法を確認し、余裕をもって手続きを行いましょう。特に留學生の出発が多い時期は込み合いますので、注意が必要です。

なお、複数の大学から許可が届いた場合は、留学しない大学には必ずその旨を連絡して下さい。今後留学する獨協生や他の日本からの留學生のためにもマナーを守りましょう。

### ■認定留学の申請

留学先から入学許可がもらえたら、獨協大学に認定留学の申請をします。申請期限までに申請をしないと、留学期間は在学期間と認められません。

## 認定留学の申請

認定留學生の身分で留学するには、国際交流センターに申請する時点で、本学が定めた要件をクリアしていなければなりません（要件を満たしていない場合は休学扱いとなります）。「認定留学の資格・条件」を熟読し、自分が要件を満たしているかを確かめた上で、以下に記載の提出書類①～⑤を揃えて国際交流センターに提出してください。

なお留学先で健康保険加入が義務づけられている場合は、その保険の詳細（補償内容、保険料等）がわかる資料を提出してください。

### 提出書類

所定様式はPorTaⅡダウンロードセンター＞留学支援＞留学関連提出書類＞認定留学申請書類からダウンロードしてください。

- ①長期留学志願書（所定様式）
- ②誓約書（所定様式。本人および保証人の署名・捺印が必要）
- ③成績通知表（最新のもの、コピー可、A4サイズにコピーすること。PorTaⅡからダウンロード可）
- ④必要とされる語学力証明書コピー（有効期限内のものに限る）
- ⑤留学先大学等（P.67「4. 留学先の条件」の②参照）が発行した入学許可証明書コピー

### ■認定留学の申請期限

秋学期から留学する場合……6月末日  
春学期から留学する場合……1月末日

※上記の申請期限は、あくまでも認定留學生としての身分を得るための学内申請期限であり、それ以外の留学手続きにかかる期間は考慮していません。渡航のためのビザ取得等には時間を要することから、早めに国際交流センターに相談し、時間に余裕をもって希望する留学先に出願してください（特にスペインの場合は学生ビザの取得に2ヶ月ほどかかるため、留学開始5ヶ月前の出願が目安）。

※やむを得ず期限までに申請できない可能性がある場合は、必ず事前に国際交流センターまでご相談ください。

※本学「海外危機対応マニュアル」に基づき、派遣が認められない場合があります（P.12およびP.114参照）。

### ■休学から認定留学への切り替え申請

認定留学については出発前の申請が原則ですが、例えば休学して海外で語学研修中の人が、認定留学申請に必要な要件を満たせば、学期単位で認定留学に切り替えることができます場合があります。ただし、出発前に国際交流センターおよび教務課でその旨を相談し、指導を受けていること、「危機管理セミナー」に出席していることが条件となります。

認定留学への切り替えには、前述の認定留学申請手続きが必要なほか、国際交流委員会による承認後、速やかに復学手続きを行う必要があります。復学手続きについては、大学HPまたは教務課学係で確認してください。また、「危機管理セミナー」で案内している本学指定の海外旅行保険への加入も必須となります。

### 認定留学先の選び方

1. 認定留学は、自分で留学先となる高等教育機関等を選択するので、対象となる機関は世界中にたくさん存在します。その中から自身に最適な留学先を見つけるためには、まず留学の目的や勉強したい分野をはっきりさせましょう。
2. 次に、留学したい国・地域を定め、どのような機関で、どんな授業が開講されているかを調べましょう。機関選択の際には、条件（立地、治安、出願条件、学費、奨学金、留學生サポート等）を書き出した一覧表を作り、比較検討してみてください。また、留学に関する情報収集には、日本にある各国大使館のHPや、日本学生支援機構の海外留学支援サイト等を活用するとよいでしょう。
3. 留学先がある程度絞れたら、出願方法を確認し、出願書類を準備します。機関により出願締切が異なるので、注意してください。また、学内の認定留学申請期限（秋学期：6月末日、春学期：1月末日）に間に合うよう、余裕を持って出願手続きを進めてください。
4. 無事に入学許可を取得したら、国際交流センターで認定留学申請手続きをしてください。

なお、留学エージェントを通して出願することも可能です。獨協大学では、学部留学をサポートする日本スタディ・アブロード・ファンデーション（JSAF）および海外留学推進協会（SAA）とパートナーシップを結んでいます。JSAFおよびSAAは学内で定期的に留学説明会を実施していますので、関心のある方は参加してみてください。日程はPorTaⅡ掲示板「留学支援・国際交流」でお知らせします。

ただし、JSAFやSAAの留学プログラムは、本学の認定留学とは直接的な関係はありません。留学エージェントを利用した留学プログラムが必ずしも本学の認定留学として認められるとは限りませんので、注意してください。